

令和7年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会議事録

(令和7年5月20日作成)

1 開催日時：令和7年5月8日（火） 午後1時45分～午後2時20分

2 開催場所：船橋市役所 分室会議室1

3 出席者

(1) 委員

土居良康委員（会長）、山口定之委員（副会長）、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

高齢者福祉部長、福祉サービス部長、指導監査課長、介護保険課長補佐、高齢者福祉課長補佐

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（5名）

4 欠席者

結城康博委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について（公開）

（2）令和6年度地域包括支援センター事業報告について（公開）

（3）令和7年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について（公開）

（4）地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について（公開）

（5）船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の運用基準について（公開）

（6）地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について（公開）

6 傍聴者数0名

7 決定事項

（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について（承認事項）

(2) 令和6年度地域包括支援センター事業報告について

(報告事項)

(3) 令和7年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について

(承認事項)

(4) 地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について

(報告事項)

(5) 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の運用基準について

(報告事項)

(6) 地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について

(報告事項)

8 その他

なし

～令和7年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和7年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日の委員の欠席者でございますが、1号委員の結城康博委員でございます。

傍聴者についてですが、本日の傍聴者はありません。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、進行していただくことになっております。会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

わかりました。

ただ今より、令和7年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

それでは議題にそって審議を進めていきたいと思ひます。

議題（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について事務局から説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課です。

まず、議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

お手元の赤のインデックス1をご覧ください。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務をおこなっております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

当議題について、協議会で都度承認をお願いしているところでございますが、今回も同様に承認をお願いしたい事項となっております。

これまで事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内3事業所、市外4事業所について、承認をお願いいたします。なお、事業所の詳細については資料のとおりです。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

説明については以上です。会長よろしくお願ひいたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、これを承認するものいたします。

○会長

それでは、引き続き、令和6年度の地域包括支援センター事業についての報告と、令和7年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

議題2の令和6年度地域包括支援センター事業報告についてご説明させていただきます。

資料のうち、赤のインデックス2番、1ページをご覧ください。

事前に資料を送付させていただいておりますので、主要な点を中心にご説明をさせていただきます。なお、令和6年度の決算報告につきましては、現在決算の確定作業中ですので、決算額につきましては、次回以降の報告とさせていただきます。

まず、令和6年度の地域包括支援センター設置数のご報告になります。

令和6年度は直営5か所、委託9か所の計14か所設置しました。

また、令和6年10月1日に豊富・坪井地域包括支援センター小室サブセンターを新たに設置しました。

次に、地域包括支援センター運営協議会の実績でございます。

令和6年度は4回の対面会議及び1回の書面会議、計5回の会議を開催しております。詳細につきましては、表の方をご覧ください。

これ以降は、地域包括支援センターでおこなった事業報告となります。大きく3つの事業で構成されております。1.介護予防ケアマネジメント事業、2.包括的支援事業、3.指定介護予防支援事業でございます。

2ページをご覧ください。まず、1.介護予防ケアマネジメント事業について説明させていただきます。各地域包括支援センターでは、要支援1、2と認定された方及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施しております。介護予防ケアマネジメントでございますが、センターでおこなう業務としては大きく2つございます。1つが基本チェックリスト、そしてもう1つがケアプランの作成業務となります。

(1)基本チェックリストの実施でございます。令和6年度、新規受付につきましては、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを合わせて実施件数は18件となっております。

また、認定期間満了者についても基本チェックリストの受付をおこなっております。実施場所としては、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所となっております。令和6年度は両者合わせまして実施件数は9件となっております。

3ページ目をご覧ください。(2)介護予防ケアマネジメントです。表はケアプランの作成件数となっております。令和6年度は市全体で22,237件作成しております、委託した件数が13,276件で委託率59.7%という状況です。

(3)の地域リハビリテーション活動支援事業については記載のとおりとなります。

続きまして4ページ目をご覧ください

2. 包括的支援事業についてご説明いたします。

(1)①総合相談支援事業になります。

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合相談窓口として、様々な相談を受付けております。地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援をおこないました。センターで対応した相談件数ですが、令和6年度、合計88,100件となっております。センター別の相談件数は表のとおりとなっております。

次に②在宅介護支援センター運営事業です。

在宅介護支援センターは、市内に15か所、全て民間事業者への委託により設置しております。包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。5ページ目に在宅介護支援センターで対応した相談件数を記載しておりますが、令和6年度は18,710件となっております

では、続いて(2)権利擁護事業です。

まず、①高齢者虐待防止関係となります。高齢者虐待防止については、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、また「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を1回開催しております。

そして6ページ目に記載しておりますが、具体的な支援方針等を確認する高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議を6回、表のとおり開催しております。

次に、②成年後見制度の活用促進でございます。令和6年度の新規調査に着手した相談件数は25件となっております。

次に(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業です。

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築や地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言をおこなう事業となっております。

①介護支援専門員研修事業としましては令和6年度、船橋市介護支援専門員協議会様との共催による介護支援専門員研修会、主任介護支援専門員地区研修会を表のとおり開催しております。

7ページ目をご覧ください。②介護支援専門員支援事業です。地域における個々の介護支援専門員の支援の一環として、各地域包括支援センターにて相談に対応している事業になります。そ

れぞれ相談に内訳がございますが、全体で令和6年度は1,389件の相談に対応している状況です。

次に(4)認知症総合支援事業になります。

①認知症初期集中支援チームですが、認知症の早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援をおこないました。平成30年度から、5か所全ての直営地域包括支援センターに担当チームを設置し、継続した事業として、圏域ごとに対応できる支援体制を構築しております。

②認知症地域支援推進員ですが、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携支援や、認知症に関する事業の企画立案等をおこなう認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに兼務で配置しております。

令和6年度は新たに5名の職員が研修を受け、配置をおこないました。

③認知症高齢者徘徊模擬訓練です。地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、地域ケア会議を主体として各地区で実行委員会を組織し、企画運営をしております。

8ページ目に令和6年度の「認知症高齢者徘徊模擬訓練」の実績を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

(5)地域ケア会議推進事業です。

地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催しております。令和6年度においては20地区において20回の講演会を開催しました。詳細は表をご覧ください。

では、続いて9ページ、②自立支援ケアマネジメント検討会議についてですが、介護予防ケアプランの自立支援強化を図り、理学療法士、作業療法士等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議を開催し、多職種の視点からケアマネジャーへの助言をおこなっております。本事業につきましては、リハビリテーション専門職・同行訪問事業と連動させて実施しております。開催状況については表のとおりです。

最後に指定介護予防支援事業についてご説明いたします。

こちらの指定介護予防支援事業、総合事業以外のサービスを使う要支援1・2の方のケアプランを作成する事業です。令和6年度は市全体で24,041件作成しておりまして、委託した件数が15,253件で委託率63.4%という状況です。センター別の内訳については、表のとおりとなっております。

以上、令和6年度の地域包括支援センター事業報告となります。

続きまして議題3、令和7年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明いたします。資料は赤のインデックス資料の3番をご覧ください。

資料2で説明した内容と重複する点もございますので、こちらの説明については補足が必要な事業についてご説明させていただきます。

まず、1 ページ目の事業計画についてですが、令和7年5月1日から法典地域包括支援センター藤原サブセンターを新たに設置しました。

2 ページ目、④介護者向け講習会をご覧ください。

こちらにつきましては、今年度西部、東部、南部の3圏域で1か所ずつ開催を予定しております。

4 ページ目をご覧ください。

こちらは地域包括支援センターの収支予算となりますが、表及び各項目の説明のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

議題3の説明については以上となります。会長よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

3 ページ目の介護予防ケアマネジメントと9 ページ目の指定介護予防支援事業大体同じような内容であるのか。ケアプランを作成という事とケアマネジメントの件数どういった内容の差があるのか。

○事務局

介護予防ケアマネジメントにつきましては、要支援1、2に認定された方、及び介護予防・生活支援サービス支援対象者、総合事業に対する事業対象者に対して介護予防ケアプランを作成する。指定介護支援については、要支援1、2の方のケアプラン作成に関する者となっています。

○会長

要支援1、2の人は24,000件いて、どちらかというとなら介護予防ケアマネジメントの方が多いかなど。

○事務局

年々、このような数値で推移しております。

○会長

委託率は大体6割くらいですが、指定の委託介護支援事業所をお願いしている他の地域も同じくらい6割くらいでしょうか。

○事務局

委託包括のほうが、委託率は比較的高い傾向にあります。直営型のほうが自前でプランを作成しているので比較的委託率は低いです。

○会長

他の近隣地域と比べて船橋市は特別こんな感じというわけではないのですか。

○事務局

他の市町村の実績を持っておらず、今すぐお答えすることができません。

○会長

他に何か委員の方からご意見ありますか。

○山口委員

6 ページのところ、直営型と委託型の虐待の件数センター毎に受付した虐待の件数で、直営で中部だと75件、2桁台のところもあるし、南部・北部で800件を超えているところもあったり、委託包括でも数字が高いから良いとか悪いとかではないと思いますが、200件未満のところもあるし、習志野台の様に900件を超えているところも有ったりして同じ基準でカウントをしていると思いますが、感触として地域差とかセンターの体制の差とかが反映されているものなのか、地域自体で件数が少ないのか、若干でも分かれば教えていただければと思います。

○事務局

各センターで受け付けている虐待の程度、地域に寄ってここは少ない、多いなどの分析は出来ていないのが現状です。

○会長

サービス件数のバラつきがあるのがわかる。三山だと7,000件の相談に対し虐待の相談は79件、宮本は8,000件に対し631件も虐待相談があったことがうかがえる。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和6年度の地域包括支援センター事業について、報告を受けたものとします。

また、令和7年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について、本協議会としてこれを承認するものとしたします。

○会長

それでは、引き続き、地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

続きまして、資料4番の船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱についてご覧ください。

介護保険施行規則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正されました。

これに伴い、国の通知において地域包括支援センター運営協議会の所掌事務等の改正が行われたことから、本市の要綱を改正しました。

改正内容については、記載のとおりでございますが掻い摘んで説明します。

事前にお配りしている船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱の改正後・改正前の内容が記載されている対照表をご覧ください。

改正後第5条第2号「次に掲げるセンターの職員配置基準に関する事」について説明します。

令和6年12月26日開催の当協議会の臨時会にて説明しましたとおり、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置や複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに職員配置をおこなうことが可能となったため、新たに所掌事務に追加しました。

続きまして改正後第5条第3号「センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関する事」について説明します。

省令の一部改正により、居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから総合相談支援業務の一部について委託を受け、総合相談支援事業を実施することが可能となりましたが、委託の実施にあたっては、あらかじめ地域包括支援センター運営協議会の意見を聴く必要があることから、新たに所掌事務に追加しました。なお、本市では、現段階で総合相談支援事業の一部委託を認める予定はありません。

改正後第5条第5号「センターの運営に関する事」についてご覧ください。

右側に記載の改正前要綱では、第5条の第2号に「センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。」そして第3号に「センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。」と分けて規定していましたが、国からの改正通知に倣い、新たに第5号として規定し直しました。

また、改正前の第3号の評価の内容について、ケアプランに係る事項しか規定されておりましたが、本来センターの評価はケアプラン評価にとどまらず、多岐にわたるものであることから、改正前要綱の3号の規定は削除し、第5号のロに記載のとおりまとめさせていただ

ております。

改正後の要綱は令和7年4月1日より施行しております。

事務局からの説明は以上となります。会長よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正内容について、報告を受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の運用基準について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

続きまして、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例運用について説明します。

令和6年12月26日に開催しました当協議会の臨時会において、地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の運用基準案について、ご審議いただきましたが、このたびその内容が確定しましたのでお知らせします。

お配りしている船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例運用対照表をご覧ください。

確定版と令和6年12月26日時点案の対照表となりますが、赤字で線を引いた箇所が変更となった箇所になります。

変更箇所はいずれも書きぶりに関する修正であり、運用内容自体に変更はありません。

事務局からの説明は以上となります。会長よろしく申し上げます。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の運用基準について報告を受けたものとします。

○会長

引き続き、地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

続きまして、地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について説明します。資料6をご覧ください。

このたび、法典地域包括支援センターの受託法人である社会福祉法人 千葉県福祉援護会より常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出がありました。

つきましては、職員配置数を常勤職員で満たすことができないことから、常勤換算による職員を令和7年4月1日から配置しております。

なお、令和7年5月1日から法典地域包括支援センター藤原サブセンターを開設しておりますが、開設にあたって職員1名を増員しております。今回の増員分を常勤換算として配置しております。

資料の「2.新たに常勤換算により配置する職員」記載の表のとおり、配置職員1人工に対して、2名を配置します。職員①の職種は保健師で週4日、30時間勤務します。また職員②の職種は社会福祉士で週1日、7.5時間勤務します。

こちらの法人における常勤の従業者が勤務すべき1週間あたりの時間数は37.5時間となっていることから職員2名で1人工を満たすこととなります。

本市はこちらの法人と地域包括支援センター業務委託契約を締結しておりますが、今回の配置により、契約で定めている3職種の仕様人数7名を満たすことが出来ております。人工数と実人数の比較は資料に記載の表のとおりです。

資料の4に記載のとおり、当初週5日勤務の常勤職員を配置することを想定しておりましたが、外部からの職員募集及び法人内部での異動による配置が困難な状況であったため、常勤職員で満たすことができない状況と判断しました。

事務局からの説明は以上です。会長、よろしく申し上げます。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について報告を受けたものとします。

○会長

議題につきましては以上となりますが、その他各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

次回定例会につきましては、8月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。